「年一・九五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省農林水産省告示第十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

「年一・九五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○文部科学省環境省告示第三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針（平成二十七年文部科学省環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

環境大臣　望月　義夫

第3の1中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

○農林水産省告示第千三百六十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

「年七厘」を「年八厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百六十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

「年七厘」を「年八厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省国土交通省環境省告示第四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（平成二十三年九月国土交通省環境省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　望月　義夫

第3章3(1)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

○経済産業省告示第百十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり指定完成検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	住所	完成検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
大陽日酸エンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	本社 神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一 東北支店 宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目四番一六号 北関東支店 栃木県小山市城北六丁目二十四番十三号 関東支店 神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一 中部支店 愛知県名古屋市緑区大根山二丁目百四番地 関西支店 大阪府堺市堺区大浜西町四 中四国支店 広島県広島市西区南観音五丁目九番七号 九州支店 福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号	一般高圧ガス保安規則第三十二条第三項において準用する同令第三十条に規定する製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十七年四月二十八日

○経済産業省告示第百十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一